

宮崎県食の安全・安心推進条例の制定にあたって

食は、県民の方々の生活にとって最も身近なもので、生命及び健康を支えるかけがえのないものです。

近年、食品の製造・加工技術は著しく進歩し、流通の広域化や国際化が進み、また、消費者ニーズの多様化等に伴い、様々な食品が流通し、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになりました。

一方で、食の安全性が脅かされることもあり、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められています。

また、本県は、全国有数の食料供給県であり、多くの農林水産物の品目において全国トップクラスの生産量をあげ、本県産の食品が全国に流通しています。

今後、このような本県の強みを生かして、地域ブランドの確立につなげるためには、生産から流通・消費に至るまでの各段階における安全・安心の確保を図ることが課題となります。

このため、生産から流通・消費に携わる全ての人々が、その役割を認識し、食の安全・安心に向けた取組を積み重ねていくことが必要であり、県としても、従来からの食品安全行政の枠を超え、幅広い視点に立った効果的な施策を推進することが一層重要となります。

ここに、私たちは、県民、生産者、食品関連事業者及び行政が協働し、また各々の責務及び役割を果たすことにより、社会全体で食の安全・安心確保のための取組を実践していくことを決意し、この条例を制定します。



条例制定の基本的な考え方

食の安全・安心の確保に関して、基本理念を定め、県、生産者・食品関連事業者の責務及び市町村や県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を条例において定めます。また、食の安全・安心の確保に関する取組について、生産から消費に携わる方々の理解醸成を図るとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



取組を実践することで

本県の食に対する一層の信頼確保に繋がる



取組姿勢を示すことで

本県の農林水産業やフードビジネスの振興と発展に寄与するものと期待します



「宮崎県食の安全・安心推進条例」の構成

	■ 前文	
第1章 総則	■ 目的	第1条
	■ 定義	第2条
	■ 基本理念	第3条
	■ 関係者（県、生産者及び食品関連事業者、市町村、県民）の責務・役割	第4条～第7条
第2章 推進体制等	■ 施策の推進体制	第8条
	■ 推進計画	第9条
第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策	基本的施策その1 安全で安心できる農林水産物の生産と供給	
	■ 安全・安心な農林水産物の生産及び供給	第10条
	基本的施策その2 食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保	
	■ 各段階における安全性の確保	第11条
	■ 食品表示の適正化の推進	第12条
	■ 医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策	第13条
	基本的施策その3 食の安全・安心確保のための普及・啓発	
	■ 県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発	第14条
	■ 食育の推進	第15条
	■ 地産地消の推進	第16条
	基本的施策その4 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立	
	■ 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立	第17条
	基本的施策その5 食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上	
	■ 人材の育成及び資質の向上	第18条
	基本的施策その6 食の危機管理体制の充実	
	■ 危機管理体制の整備	第19条
基本的施策その7 食の安全・安心確保のための試験研究及び検査		
■ 試験研究の推進等	第20条	
基本的施策その8 食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携		
■ 情報の収集及び提供	第21条	
■ 関係機関との連携	第22条	
その他		
■ 財政上の措置	第23条	

「宮崎県食の安全・安心推進条例」の概要

平成27年4月1日施行

前文

条例を制定する背景（現状、課題）や趣旨



第1章 総則

◇ 目的（第1条）

食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務・役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全に、かつ、安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資する



◇ 定義（第2条）

「食品」、「食品等」、「生産資材」、「生産者」、「食品関連事業者」、「食の安全・安心の確保」について定義

◇ 基本理念（第3条）

次の5つの項目を食の安全・安心の確保に関する基本理念とする

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられること
- ② 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に必要な措置が講じられること
- ③ 科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによって、食品及び添加物を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- ④ 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮すること
- ⑤ 県民、生産者、食品関連事業者、県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図ること



◇ 関係者の責務・役割（第4条～第7条）

食の安全・安心の確保に関し、県、生産者及び食品関連事業者の責務や、市町村及び県民の役割について規定

第2章 施策の推進体制等

◇ 施策の推進体制（第8条）

食の安全・安心の確保に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「宮崎県食の安全・安心対策会議」を設置し、関係部局相互の協力体制を強化するとともに、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する対策の基本的事項及び具体的施策について検討

◇ 推進計画（第9条）

食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、推進計画を策定すること、及びその内容や手続きを規定

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

次の8つの項目を柱として、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を規定

基本的施策その1 安全で安心できる農林水産物の生産と供給

◇ 安全・安心な農林水産物の生産及び供給（第10条）

農産物、畜産物、水産物及び林産物といった食品の種類に応じ、農産物の残留農薬検査等による安全対策、家畜等における防疫対策その他必要な措置を講じることを規定



基本的施策その2 食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保

◇ 各段階における安全性の確保（第11条）

流通段階、製造・加工段階、消費段階等の各流通段階において、販売施設に対する監視指導、食中毒防止対策その他必要な措置を講じることを規定

◇ 食品表示の適正化の推進（第12条）

生産者及び食品関連事業者に対して食品表示の制度に関する知識の普及、監視及び指導その他必要な措置を講じることを規定



◇ 医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策（第13条）

医薬品成分の含有が疑われる食品に関する苦情や相談の対応並びに情報提供その他必要な措置を講じることを規定

基本的施策その3 食の安全・安心確保のための普及・啓発

◇ 県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発（第14条）

県民、生産者及び食品関連事業者に対し、食生活、食品衛生及び消費生活に関する普及・啓発を行うことを規定

また、「**食品衛生月間**」を設けることにより食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図ることを規定

◇ 食育の推進（第15条）

県民が食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することができるよう食育を推進することを規定

また、「**弁当の日**」を設けることにより食育を推進する気運醸成を図ることを規定

◇ 地産地消の推進（第16条）

県民の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、県民と生産者等の相互理解を促進し、地産地消を推進することを規定

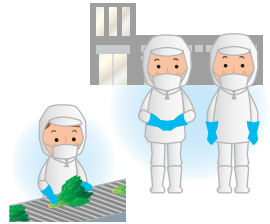
また、「**ひむか地産地消の日**」及び「**地産地消推進月間**」を設けることにより、地産地消を推進する気運醸成を図ることを規定

基本的施策その4 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立

◇ 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立（第17条）

生産者に対する生産工程の管理に関する手法（GAPなど）や知識の普及、農薬の使用を節減する等環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式の研究開発及びその成果の普及その他必要な措置を講じること

また、食品関連事業者に対する食品衛生管理及び体制に関する情報提供等や、高度な衛生管理のための手法（HACCPなど）の導入に対する支援その他必要な措置を講じることを規定



基本的施策その5 食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上

◇ 人材の育成及び資質の向上（第18条）

生産者、食品関連事業者及び関係行政機関における実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成及び資質向上を図るため、講習会の開催その他必要な施策を実施することを規定



基本的施策その6 食の危機管理体制の充実

◇ 危機管理体制の整備（第19条）

食の危機事象が発生又は発生する恐れがある緊急事態への対処及び当該事態の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講じることを規定

基本的施策その7 食の安全・安心確保のための試験研究及び検査

◇ 試験研究の推進等（第20条）

食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階に応じ、関係機関と連携を図り、食品等の安全・安心に関する調査研究の推進、その成果の情報提供及び普及その他必要な措置を講じることを規定



基本的施策その8 食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携

◇ 情報の収集及び提供（第21条）

県民の健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析等を行い、県民や生産者及び食品関連事業者等に対し、情報提供を行うことを規定

◇ 関係機関との連携（第22条）

国、他の地方公共団体その他関係機関・団体との連携を図ることを規定

また、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講じよう要請することを規定

その他

◇ 財政上の措置（第23条）

この条例に基づいて実施する施策や事業について、必要な財政上の措置を講じるといふ一般的な事項について規定



附 則

平成27年4月1日から施行

宮崎県食の安全・安心推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 施策の推進体制等(第8条・第9条)

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策(第10条—第23条)

附則

食は、県民の生活にとって最も身近なものであり、生命及び健康を支えるかけがえのないものである。

近年、食品の製造・加工技術は著しく進歩するとともに、流通の広域化や国際化が進み、また、消費者ニーズの多様化等に伴い、様々な食品が流通し、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方で、食の安全性が脅かされ、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

また、本県は、全国有数の食料供給県であり、多くの農林水産物の品目において全国トップクラスの生産量をあげ、本県産の食品が全国に流通している。今後、このような本県の強みを生かし、地域ブランドの確立につなげるためには、生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保を図ることが課題となる。

このため、生産から消費に携わる全ての人々が、その役割を認識し、食の安全・安心に向けた取組を積み重ねていくことが必要であり、県としても、従来からの食品安全行政の枠を超え、幅広い視点に立った効果的な施策を推進することが一層重要となる。

ここに、私たちは、県民、生産者、食品関連事業者及び行政が協働し、またそれぞれの責務及び役割を果たすことにより、社会全体で食の安全・安心の確保のための取組を実践していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全に、かつ、安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。)をいう。
- (2) 食品等 食品、添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物(食用に供されるものに限る。以下同じ。)をいう。
- (3) 生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (4) 生産者 農林水産物の生産(採取及び採捕を含む。)の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。

(5) 食品関連事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者(生産者を除く。)をいう。

(6) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによって、食品及び添加物を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。

5 食の安全・安心の確保は、県民、生産者、食品関連事業者、県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び食品関連事業者の責務)

第5条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め、並びに必要な情報を収集するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 施策の推進体制等

(施策の推進体制)

第8条 県は、食の安全・安心の確保に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、宮崎県食の安全・安心対策会議を設置し、関係部局相互の協力体制を強化するとともに、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する対策の基本的事項及び具体的施策について検討を行うものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 推進計画には、食の安全・安心の確保に関する施策の方向、施策の具体的な内容及び目標その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民、生産者及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

(安全・安心な農林水産物の生産及び供給)

第10条 県は、安全・安心な農林水産物の生産及び供給を行うため、農林水産物の種類に応じ、農産物の残留農薬検査等による安全対策、家畜等における防疫対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(各段階における安全性の確保)

第11条 県は、食の安全性の確保を図るため、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、販売施設に対する監視指導、食中毒防止対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第12条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、生産者及び食品関連事業者に対して食品の表示が適正に行われるよう、監視、指導等を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策)

第13条 県は、医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害を防止するため、当該食品に関する苦情及び相談の対応並びに情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発)

第14条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民、生産者及び食品関連事業者に対し、食生活、食品衛生及び消費生活に関する普及及び啓発を行うものとする。

- 2 県は、食中毒事故の防止及び衛生管理の向上を図るため、毎年8月を食品衛生月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

(食育の推進)

第15条 県は、県民が食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが食の安全・安心の実践に資することに鑑み、食育を推進するものとする。

- 2 県は、県民への食育の浸透を図るため、自分で弁当を作る弁当の日を推進し、その周知及び県民への定着を図るものとする。

(地産地消の推進)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識及び理解を深めるとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消を推進するものとする。

- 2 県は、県民への地産地消の浸透を図るため、毎月16日をひむか地産地消の日、毎年11月を地産地消推進月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

(生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立)

第17条 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主管理体制を確立するため、生産に係る情報及び工程の管理に関する手法及び知識の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主管理体制を確立するため、食品衛生管理及び体制に関する情報の提供及び助言、食品の製造又は加工工程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他必要な施策を実施するものとする。

(人材の育成及び資質の向上)

第18条 県は、生産者、食品関連事業者及び関係行政機関における食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するとともに、資質の向上を図るため、講習会の開催その他必要な施策を実施するものとする。

(危機管理体制の整備)

第19条 県は、食品等の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(試験研究の推進等)

第20条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階に応じ、関係機関と連携を図り、食品等の安全・安心に関する調査研究の推進、その成果の情報提供及び普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(関係機関との連携)

第22条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国、他の都道府県又は市町村に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



●お問い合わせ先●

宮崎県

福祉保健部衛生管理課

食品衛生担当

電話:0985(26)7076

FAX:0985(26)7347

宮崎県

農政水産部営農支援課
食の消費・安全推進室

消費・安全担当

電話:0985(26)7132

FAX:0985(26)7325

